

**令和 3 年度 埼玉県公立学校における  
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について**

**1 調査の趣旨**

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの

**2 調査期間**

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの 1 年間

**3 調査範囲（休校は除く）**

埼玉県内公立学校 1, 4 3 4 校（6 3 市町村）

小学校 8 0 5 校 ※義務教育学校 前期課程 1 校を含む

中学校 4 1 7 校 ※義務教育学校 後期課程 1 校を含む  
中等教育学校 前期課程 1 校を含む

高等学校 1 6 5 校 ※中等教育学校 後期課程 1 校を含む  
全日制、定時制、通信制別に 1 校として集計  
本科のみ

特別支援学校 4 7 校 ※分校は 1 校として集計  
高等部は本科のみ

**4 調査項目および調査対象児童生徒数**

区分	項目	対象児童生徒数
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	小学校 3 6 0, 4 7 7 人 中学校 1 7 7, 7 7 2 人 高等学校 1 1 3, 4 2 8 人
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	小学校 3 6 0, 4 7 7 人 中学校 1 7 7, 7 7 2 人 高等学校 1 1 3, 4 2 8 人 特別支援学校 8, 0 1 2 人
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	小学校 3 6 0, 4 7 7 人 中学校 1 7 7, 7 7 2 人
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	高等学校 1 1 0, 6 1 6 人 ※通信制課程を除く
調査Ⅴ	高等学校における中途退学の状況等	高等学校 1 1 3, 4 2 8 人
調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	小学校 3 6 0, 4 7 7 人 中学校 1 7 7, 7 7 2 人 高等学校 1 1 3, 4 2 8 人

（出典）令和 3 年度 学校基本調査より

## 5 調査結果の主な特徴（カッコ内は前年度）

- I 小、中、高等学校における暴力行為の発生件数は、3,720件（3,925件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.7件（6.0件）である。
- II 小、中、高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は30,874件（26,022件）であり、児童生徒の1,000人当たりの認知件数は46.8件（39.1件）である。
- III 小、中学校における不登校児童生徒数は11,178人（8,934人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.8人（16.5人）である。
- IV 高等学校における不登校生徒数は2,364人（1,707人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は21.4人（14.6人）である。
- V 高等学校における中途退学者数は1,127人（971人）であり、中途退学者の割合は1.0%（0.8%）である。
- VI 小、中、高等学校における自殺が疑われる事案の件数は17件（21件）である。

## 6 目次

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	P 3
ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等	P 3
イ 学年別加害児童生徒数	P 4
ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数	P 4
II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	P 5
ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数	P 5
イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	P 5
ウ いじめの現在の状況	P 6
エ いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	P 7
オ いじめの発見のきっかけ	P 8
カ いじめられた児童生徒の相談の状況	P 10
キ いじめの態様	P 11
ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応	P 12
ケ いじめの対応状況（2）いじめられた児童生徒への特別な対応	P 14
コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	P 15
サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について	P 17
シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	P 19
III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	P 20
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 20
イ 不登校の要因	P 21
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 22
エ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数	P 24
IV 高等学校における長期欠席の状況等	P 25
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 25
イ 不登校の要因	P 26
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 27
V 高等学校における中途退学の状況等	P 29
ア 退学者数	P 29
VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	P 29
ア 自殺に係る調査を実施した件数	P 29

# I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

## ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		H30	R1	R2	R3	
小学校	学校総数	811	809	807	805	
	発生学校数	①対教師暴力	76	102	82	91
		②生徒間暴力	240	300	287	323
		③対人暴力	10	11	8	14
		④器物損壊	79	120	94	112
		計	287	356	332	369
	発生件数	①対教師暴力	214	455	301	217
		②生徒間暴力	1,417	2,096	2,140	1,645
		③対人暴力	14	20	13	28
		④器物損壊	176	306	222	200
		計	1,821	2,877	2,676	2,090
	加害児童生徒数	①対教師暴力	110	152	112	123
		②生徒間暴力	1,117	1,683	1,579	1,348
		③対人暴力	10	29	14	35
		④器物損壊	171	249	189	206
計		1,274	1,931	1,839	1,653	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数		352	358	291		
中学校	学校総数	415	417	417	417	
	発生学校数	①対教師暴力	47	39	33	45
		②生徒間暴力	214	218	211	243
		③対人暴力	12	14	17	12
		④器物損壊	110	111	88	114
		計	245	256	235	270
	発生件数	①対教師暴力	85	58	64	72
		②生徒間暴力	1,062	1,072	802	1,139
		③対人暴力	13	23	18	19
		④器物損壊	236	294	222	271
		計	1,396	1,447	1,106	1,501
	加害児童生徒数	①対教師暴力	58	47	37	58
		②生徒間暴力	1,063	1,083	829	1,114
		③対人暴力	20	19	21	19
		④器物損壊	286	318	240	263
計		1,350	1,350	1,105	1,420	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数		167	114	179		
高等学校	学校総数	145	146	145	145	
	発生学校数	①対教師暴力	17	9	9	8
		②生徒間暴力	82	72	47	44
		③対人暴力	9	9	2	10
		④器物損壊	47	52	29	19
		計	105	96	65	52
	発生件数	①対教師暴力	21	22	10	9
		②生徒間暴力	172	153	82	80
		③対人暴力	9	11	2	14
		④器物損壊	90	91	49	26
		計	292	277	143	129
	加害児童生徒数	①対教師暴力	19	22	10	9
		②生徒間暴力	215	218	106	98
		③対人暴力	10	13	4	15
		④器物損壊	115	114	80	27
計		354	355	197	149	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数		15	8	5		
計	学校総数	1,371	1,372	1,369	1,367	
	発生学校数	①対教師暴力	140	150	124	144
		②生徒間暴力	536	590	545	610
		③対人暴力	31	34	27	36
		④器物損壊	236	283	211	245
		計	637	708	632	691
	発生件数	①対教師暴力	320	535	375	298
		②生徒間暴力	2,651	3,321	3,024	2,864
		③対人暴力	36	54	33	61
		④器物損壊	502	691	493	497
		計	3,509	4,601	3,925	3,720
	加害児童生徒数	①対教師暴力	187	221	159	190
		②生徒間暴力	2,395	2,984	2,514	2,560
		③対人暴力	40	61	39	69
		④器物損壊	572	681	509	496
計		2,978	3,947	3,221	3,222	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数		534	480	475		

- ※1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※4 発生件数は延べ数。
- ※5 加害児童生徒数、発生学校数の合計は実人数、実校数。その内訳は延べ数である為、①～④の数と合計数は一致しない。

# I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	1年生	162	277	290	266
	2年生	221	322	332	264
	3年生	268	329	352	276
	4年生	266	418	302	300
	5年生	218	413	339	282
	6年生	273	354	224	265
	計	1,408	2,113	1,839	1,653
中学校	1年生	584	646	545	695
	2年生	523	440	354	457
	3年生	320	381	206	268
	計	1,427	1,467	1,105	1,420
高等学校	1年生	181	201	119	69
	2年生	87	95	51	54
	3年生	88	69	24	26
	4年生	3	2	3	0
	計	359	367	197	149
計	3,194	3,947	3,141	3,222	

区分		H30	R1	R2	R3	
小学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	停学					
	出席停止	0	0	0	0	
	自宅学習・自宅謹慎					
	訓告	1	0	0	0	
	計	1	0	0	0	
	中学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0
その他			0	0	0	0
停学						
出席停止		0	0	0	0	
自宅学習・自宅謹慎						
訓告		0	4	0	0	
計		0	4	0	0	
高等学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	1
		その他	4	3	1	5
	停学	7	9	4	2	
	出席停止					
	自宅学習・自宅謹慎	254	263	160	112	
	訓告	50	43	24	24	
	計	315	318	189	144	
合計	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	1
		その他	4	3	1	5
	停学	7	9	4	2	
	出席停止	0	0	0	0	
	自宅学習・自宅謹慎	254	263	160	112	
	訓告	51	47	24	24	
	計	316	322	189	144	

- ※1 加害児童生徒数は実人数。1人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も1人として計上。
- ※2 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。
- ※3 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	学校総数	811	809	807	805
	認知した学校数	754	756	742	769
	認知していない学校数	55	51	65	36
	認知件数	14,420	18,901	22,613	26,292
中学校	学校総数	415	417	417	417
	認知した学校数	397	399	392	398
	認知していない学校数	17	17	25	19
	認知件数	3,633	3,766	3,279	4,441
高等学校	学校総数	165	166	165	165
	認知した学校数	76	95	65	65
	認知していない学校数	89	71	100	99
	認知件数	179	204	106	124
特別支援学校	学校総数	44	44	44	47
	認知した学校数	9	10	11	9
	認知していない学校数	35	34	33	38
	認知件数	27	30	24	17
合計	学校総数	1,435	1,436	1,433	1,434
	認知した学校数	1,236	1,260	1,210	1,241
	認知していない学校数	196	173	223	192
	認知件数	18,259	22,901	26,022	30,874

### イ 警察に相談・通報した件数

#### いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	H30	R1	R2	R3
小学校	4	2	11	14
中学校	14	13	21	15
高等学校	5	9	2	5
特別支援学校	0	0	0	0
計	23	24	34	34

※1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### ウ いじめの現在の状況

区分		H30	R1	区分		R2	R3		
小学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	11,576	14,291	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	16,109	20,361	
	解消に向けて取組中	件数	2,836	4,604	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	886	1,589
						いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	5,613	4,333
	その他	件数	8	6	その他	件数	5	9	
合計	件数	14,420	18,901	合計	件数	22,613	26,292		
中学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	2,994	2,967	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	2,359	3,547	
	解消に向けて取組中	件数	634	795	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	259	322
						いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	661	571
	その他	件数	5	4	その他	件数	0	1	
合計	件数	3,633	3,766	合計	件数	3,279	4,441		
高等学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	157	168	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	82	93	
	解消に向けて取組中	件数	16	27	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	15	11
						いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	8	13
	その他	件数	6	9	その他	件数	1	7	
合計	件数	179	204	合計	件数	106	124		
特別支援学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	27	28	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	18	15	
	解消に向けて取組中	件数	0	2	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	1	1
						いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	5	1
	その他	件数	0	0	その他	件数	0	0	
合計	件数	27	30	合計	件数	24	17		
合計	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	14,754	17,454	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	18,568	24,016	
	解消に向けて取組中	件数	3,486	5,428	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	1,161	1,923
						いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	6,287	4,918
	その他	件数	19	19	その他	件数	6	17	
合計	件数	18,259	22,901	合計	件数	26,022	30,874		

※1 年度末現在の状況。

※2 「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や転学等、「解消しているもの」「解消に向けて取組中」に該当しないものを計上。

※3 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消；

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### 工 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分		H30	R1	R2	R3	
小学校	小1	男子	1,393	1,844	2,611	5,105
		女子	1,034	1,501	1,830	
		小計	2,427	3,345	4,441	
	小2	男子	1,383	2,060	2,642	5,323
		女子	1,027	1,545	1,909	
		小計	2,410	3,605	4,551	
	小3	男子	1,562	1,942	2,527	4,940
		女子	1,214	1,566	1,798	
		小計	2,776	3,508	4,325	
	小4	男子	1,403	1,816	2,106	4,306
		女子	1,068	1,311	1,564	
		小計	2,471	3,127	3,670	
	小5	男子	1,348	1,637	2,071	3,684
		女子	1,098	1,121	1,189	
		小計	2,446	2,758	3,260	
	小6	男子	1,069	1,460	1,461	2,934
		女子	821	1,098	905	
		小計	1,890	2,558	2,366	
計	男子	8,158	10,759	13,418	26,292	
	女子	6,262	8,142	9,195		
	計	14,420	18,901	22,613		
中学校	中1	男子	1,012	1,028	1,006	2,227
		女子	767	820	694	
		小計	1,779	1,848	1,700	
	中2	男子	638	666	579	1,481
		女子	624	568	481	
		小計	1,262	1,234	1,060	
	中3	男子	278	361	262	733
		女子	314	323	257	
		小計	592	684	519	
	計	男子	1,928	2,055	1,847	4,441
		女子	1,705	1,711	1,432	
		計	3,633	3,766	3,279	
高等学校	高1	男子	60	65	30	64
		女子	37	31	22	
		小計	97	96	52	
	高2	男子	28	40	21	33
		女子	24	37	12	
		小計	52	77	33	
	高3	男子	17	16	6	27
		女子	13	15	15	
		小計	30	31	21	
	高4	男子	0	0	0	0
		女子	0	0	0	
		小計	0	0	0	
	計	男子	105	121	57	124
		女子	74	83	49	
		計	179	204	106	

区分		H30	R1	R2	R3		
特別支援学校	小学部	1年生	男子	0	0	0	0
			女子	0	0	0	
			小計	0	0	0	
		2年生	男子	0	0	0	0
			女子	0	0	0	
			小計	0	0	0	
	3年生	男子	0	0	0	0	
		女子	0	0	0		
		小計	0	0	0		
	4年生	男子	0	1	0	0	
		女子	0	0	1		
		小計	0	1	1		
	5年生	男子	0	1	0	0	
		女子	0	0	0		
		小計	0	1	0		
	6年生	男子	2	1	0	0	
		女子	0	0	0		
		小計	2	1	0		
計	男子	2	3	0	0		
	女子	0	0	1			
	計	2	3	1			
中学部	1年生	男子	3	2	1	0	
		女子	7	2	0		
		小計	10	4	1		
	2年生	男子	0	0	2	1	
		女子	0	3	0		
		小計	0	3	2		
3年生	男子	1	1	0	0		
	女子	0	0	0			
	小計	1	1	0			
計	男子	4	3	3	1		
	女子	7	5	0			
	計	11	8	3			
高等部	1年生	男子	0	8	7	11	
		女子	0	5	1		
		小計	0	13	8		
	2年生	男子	1	2	5	2	
		女子	5	1	3		
		小計	6	3	8		
3年生	男子	3	2	2	3		
	女子	5	1	2			
	小計	8	3	4			
計	男子	4	12	14	16		
	女子	10	7	6			
	計	14	19	20			
計	男子	10	18	17	17		
	女子	17	12	7			
	計	27	30	24			

※1 令和3年度調査より男女別の内訳がなくなる。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### オ いじめの発見のきっかけ

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	学校の教職員等が発見した。	8,968	13,017	16,112	17,939
	学級担任が発見した。	1,946	1,771	2,182	2,953
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	155	167	177	148
	養護教諭が発見した。	48	37	62	10
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	25	15	28	24
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	6,794	11,027	13,663	14,804
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	5,452	5,884	6,501	8,353
	本人からの訴え	2,862	3,117	3,654	4,659
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	1,971	2,079	2,075	2,841
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	354	456	539	615
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	224	193	206	215
	地域の住民からの情報	22	17	6	7
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	16	15	14	12
	その他（匿名による投書など）	3	7	7	4
計	14,420	18,901	22,613	26,292	
中学校	学校の教職員等が発見した。	1,608	1,601	1,544	2,075
	学級担任が発見した。	423	357	319	480
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	164	161	146	205
	養護教諭が発見した。	24	15	13	16
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	8	14	4	6
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	989	1,054	1,062	1,368
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	2,025	2,165	1,735	2,366
	本人からの訴え	1,149	1,263	1,093	1,493
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	578	639	428	560
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	211	204	170	196
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	73	45	34	91
	地域の住民からの情報	3	2	4	5
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	9	5	3	17
	その他（匿名による投書など）	2	7	3	4
計	3,633	3,766	3,279	4,441	

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。



## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### オ いじめの発見のきっかけ

区分		H30	R1	R2	R3
高等学校	学校の教職員等が発見した。	71	77	37	39
	学級担任が発見した。	14	16	6	2
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	6	9	4	3
	養護教諭が発見した。	2	1	0	1
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	49	51	27	33
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	108	127	69	85
	本人からの訴え	48	83	35	41
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	30	29	23	29
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	24	8	4	9
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	5	3	5	5
	地域の住民からの情報	0	0	0	1
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	1	4	2	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	0
	計	179	204	106	124
特別支援学校	学校の教職員等が発見した。	15	6	12	10
	学級担任が発見した。	13	1	1	4
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	0	1	1	3
	養護教諭が発見した。	0	0	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	2	4	10	3
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	12	24	12	7
	本人からの訴え	6	17	10	7
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	4	2	1	0
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	0	1	1	0
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	2	4	0	0
	地域の住民からの情報	0	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	0
	計	27	30	24	17
計	学校の教職員等が発見した。	10,662	14,701	17,705	20,063
	学級担任が発見した。	2,396	2,145	2,508	3,439
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	325	338	328	359
	養護教諭が発見した。	74	53	75	27
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	33	29	32	30
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	7,834	12,136	14,762	16,208
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	7,597	8,200	8,317	10,811
	本人からの訴え	4,065	4,480	4,792	6,200
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,583	2,749	2,527	3,430
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	589	669	714	820
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	304	245	245	311
	地域の住民からの情報	25	19	10	13
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	26	24	19	29
	その他（匿名による投書など）	5	14	10	8
	計	18,259	22,901	26,022	30,874

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 カ いじめられた児童生徒の相談の状況

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	学級担任に相談した。	12,468	15,970	20,144	23,078
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	755	783	866	771
	養護教諭に相談した。	400	265	279	232
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	163	173	169	176
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	63	89	29	95
	保護者や家族等に相談した。	3,787	4,284	4,217	6,035
	友人に相談した。	708	1,038	1,360	1,471
	その他の人（地域の人など）に相談した。	31	28	32	32
	誰にも相談していない。	317	720	314	590
	計	18,692	23,350	27,410	32,480
中学校	学級担任に相談した。	2,862	2,939	2,766	3,638
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	796	653	553	800
	養護教諭に相談した。	214	127	97	89
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	210	169	86	126
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	36	37	25	46
	保護者や家族等に相談した。	1,141	1,134	734	1,012
	友人に相談した。	381	250	143	228
	その他の人（地域の人など）に相談した。	13	11	16	7
	誰にも相談していない。	94	111	79	94
	計	5,747	5,431	4,499	6,040
高等学校	学級担任に相談した。	97	136	67	90
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	47	44	34	25
	養護教諭に相談した。	19	21	8	5
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	13	16	3	3
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	5	7	0	2
	保護者や家族等に相談した。	45	63	39	36
	友人に相談した。	27	23	11	14
	その他の人（地域の人など）に相談した。	1	1	0	1
	誰にも相談していない。	15	14	5	6
	計	269	325	167	182
特別支援学校	学級担任に相談した。	25	20	18	14
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	4	7	7	2
	養護教諭に相談した。	2	1	1	0
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	1	0	1	0
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0	0
	保護者や家族等に相談した。	6	7	5	0
	友人に相談した。	2	2	3	0
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0	0	0
	誰にも相談していない。	0	0	1	1
	計	40	37	36	17
計	学級担任に相談した。	15,452	19,065	22,995	26,820
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1,602	1,487	1,460	1,598
	養護教諭に相談した。	635	414	385	326
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	387	358	259	305
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	104	133	54	143
	保護者や家族等に相談した。	4,979	5,488	4,995	7,083
	友人に相談した。	1,118	1,313	1,517	1,713
	その他の人（地域の人など）に相談した。	45	40	48	40
	誰にも相談していない。	426	845	399	691
	計	24,748	29,143	32,112	38,719

※1 複数回答を可とする。

※2 学校が当該生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### キ いじめの態様

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	9,558	11,931	13,376	15,254
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,646	1,998	2,483	2,775
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,079	3,663	5,179	6,655
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	510	761	897	1,009
	金品をたかられる。	58	105	110	132
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	596	947	975	1,120
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	913	1,259	1,880	2,345
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	140	230	292	380
	その他	403	526	725	479
	計	16,903	21,420	25,917	30,149
中学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,548	2,806	2,143	2,913
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	415	402	325	339
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	329	331	347	523
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	85	78	86	145
	金品をたかられる。	29	30	21	18
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	134	147	119	199
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	137	216	178	279
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	356	332	394	395
	その他	97	66	110	103
	計	4,130	4,408	3,723	4,914
高等学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	124	111	64	87
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	26	26	12	15
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	14	21	6	7
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	11	11	2	3
	金品をたかられる。	8	8	3	3
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	12	11	3
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	17	23	6	4
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	32	40	24	19
	その他	1	11	7	5
	計	237	263	135	146
特別支援学校	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	17	17	16	7
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1	0	1	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3	7	3	1
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	2	0	0	0
	金品をたかられる。	0	1	0	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	0	3	0	4
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1	2	4	1
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	9	5	1	3
	その他	0	1	0	1
	計	33	36	25	18
計	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	12,247	14,865	15,599	18,261
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,088	2,426	2,821	3,130
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,425	4,022	5,535	7,186
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	608	850	985	1,157
	金品をたかられる。	95	144	134	153
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	734	1,109	1,105	1,326
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,068	1,500	2,068	2,629
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	537	607	711	797
	その他	501	604	842	588
	計	21,303	26,127	29,800	35,227

※1 複数回答可とする。

※2 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		H30	R1	R2	R3	
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	110	111	151	148	
	②校長、教頭が指導した。	1,170	861	1,086	1,326	
	③別室指導した。	86	64	38	45	
	④学級替えをした。	0	0	0	1	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	9,207	10,598	12,271	15,153	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	9,515	12,197	13,616	18,555	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	9	18	14	16
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	6	15	8	6
		ウ 病院等の医療機関等との連携	8	14	4	2
エ その他の専門的な関係機関との連携		22	27	13	16	
オ 地域の人材や団体等との連携		13	10	3	5	
計		20,146	23,915	27,204	35,273	
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	131	117	73	76	
	②校長、教頭が指導した。	183	148	71	82	
	③別室指導した。	30	121	16	16	
	④学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	2,951	3,282	2,512	3,586	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	2,785	3,035	2,060	3,003	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	11	24	29	16
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	5	4	0	2
		ウ 病院等の医療機関等との連携	9	8	3	4
エ その他の専門的な関係機関との連携		10	18	4	2	
オ 地域の人材や団体等との連携		6	9	0	2	
計		6,121	6,766	4,768	6,789	

※1 複数回答可とする。

※2 「別室指導」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まない。

※3 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		H30	R1	R2	R3	
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	21	17	3	6	
	②校長，教頭が指導した。	52	64	36	25	
	③別室指導した。	37	36	27	1	
	④学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	5	0	1
	⑦停学	2	8	2	0	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	50	61	26	25	
	⑩訓告	25	14	7	8	
	⑪保護者への報告	82	113	58	75	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	60	63	33	50	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	5	10	1	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	1	1	0	1
		ウ 病院等の医療機関等との連携	2	2	0	1
エ その他の専門的な関係機関との連携		2	4	2	1	
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計		339	398	195	194	
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	0	0	2	0	
	②校長，教頭が指導した。	2	1	2	1	
	③別室指導した。	19	12	9	6	
	④学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学	0	0	0	0	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	0	0	0	0	
	⑩訓告	0	0	0	1	
	⑪保護者への報告	21	11	14	14	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	20	20	16	5	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	0	0	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0	0	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	0	0	0	0
エ その他の専門的な関係機関との連携		0	0	0	0	
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計		62	44	43	27	
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	262	245	229	230	
	②校長，教頭が指導した。	1,407	1,074	1,195	1,434	
	③別室指導した。	172	233	90	68	
	④学級替えをした。	0	0	0	1	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	5	0	1
	⑦停学	2	8	2	0	
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎	50	61	26	25	
	⑩訓告	25	14	7	9	
	⑪保護者への報告	12,261	14,004	14,855	18,828	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	12,380	15,315	15,725	21,613	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	25	52	44	32
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	12	20	8	9
		ウ 病院等の医療機関等との連携	19	24	7	7
エ その他の専門的な関係機関との連携		34	49	19	19	
オ 地域の人材や団体等との連携		19	19	3	7	
計		26,668	31,123	32,210	42,283	

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### ケ いじめの対応状況（２） いじめられた児童生徒への特別な対応

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	195	154	473	199
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	543	342	457	378
	③緊急避難として欠席させた。	6	4	3	3
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	699	415	311	606
	⑤学級替えをした。	0	2	0	2
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	590	762	375	379
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	26	29	26	17
	計	2,059	1,708	1,645	1,584
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	341	337	176	271
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	485	330	386	381
	③緊急避難として欠席させた。	5	3	1	1
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	850	717	416	441
	⑤学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	386	248	87	116
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	24	30	16	16
	計	2,091	1,665	1,082	1,226
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	35	39	22	21
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	28	33	23	24
	③緊急避難として欠席させた。	3	6	3	5
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	50	32	17	20
	⑤学級替えをした。	0	1	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	20	19	10	20
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	4	2	1	3
	計	140	132	76	93
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	2	1	7	3
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	4	2	9	7
	③緊急避難として欠席させた。	0	0	0	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	0	0	0	1
	⑤学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0	0	0	0
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	0	0	0	0
	計	6	3	16	11
計	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	573	531	678	494
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	1,060	707	875	790
	③緊急避難として欠席させた。	14	13	7	9
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1,599	1,164	744	1,068
	⑤学級替えをした。	0	3	0	2
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	996	1,029	472	515
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	54	61	43	36
	計	4,296	3,508	2,819	2,914

※1 複数回答可とする。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	809	807	807	805
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	809	807	807	805
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	809	807	807	805
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	725	711	667	668
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	711	807	764	762
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	686	701	671	720
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	809	807	807	805
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	438	466	365	361
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	307	311	277	252
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	714	724	731	737
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	809	807	807	805
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	809	807	807	805
計	8,435	8,562	8,317	8,330	
中学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	414	416	417	417
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	414	416	417	417
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	414	416	417	417
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	382	384	352	363
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	414	416	407	406
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	355	361	355	374
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	414	415	416	416
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	247	265	201	191
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	202	209	170	168
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	392	385	380	391
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	414	415	417	417
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	414	416	417	417
計	4,476	4,514	4,366	4,394	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		H30	R1	R2	R3
高等学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	165	165	164	164
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	67	68	76	83
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	72	73	72	60
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	63	61	47	48
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	129	132	131	141
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	92	95	99	107
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	165	165	163	163
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	22	23	19	19
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	31	34	26	29
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	123	119	108	105
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	165	165	162	163
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	165	165	163	162
計	1,259	1,265	1,230	1,244	
特別支援学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	44	44	44	47
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	23	24	21	23
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	33	29	28	31
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	30	24	19	21
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	18	22	16	20
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	21	25	17	21
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	37	26	23	28
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	13	8	5	6
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7	5	4	10
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	26	28	22	28
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	44	44	44	47
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	20	26	44	47
計	316	305	287	329	
計	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,432	1,432	1,432	1,433
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,313	1,315	1,321	1,328
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,328	1,325	1,324	1,313
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,200	1,180	1,085	1,100
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,272	1,377	1,318	1,329
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,154	1,182	1,142	1,222
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	1,425	1,413	1,409	1,412
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	720	762	590	577
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	547	559	477	459
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,255	1,256	1,241	1,261
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,432	1,431	1,430	1,432
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,408	1,414	1,431	1,431
計	14,486	14,646	14,200	14,297	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。



## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	H30		R1		R2		R3			
	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校		
小学校	(1) アンケート調査の実施		754	55	756	51	742	65	769	36
	① 実施頻度	ア 年1回	14	5	16	1	2	2	6	1
		イ 年2～3回	348	41	325	31	320	34	317	19
		ウ 年4回以上	392	9	415	19	420	29	446	16
	② 調査方法	ア 記名式	686	41	682	46	654	56	691	31
		イ 無記名式	77	11	67	3	96	9	99	1
		ウ 記名・無記名の選択式	33	3	31	4	37	1	39	4
	③ 回答方法	ア 学校で記入			735	51	724	62	756	36
		イ 持ち帰って記入			45	2	47	5	39	0
	(2) 個別面談の実施		634	42	630	35	516	39	558	20
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		265	20	258	16	233	11	188	8
	(4) 家庭訪問		515	35	454	28	271	16	292	8
	(5) その他		56	4	48	3	22	6	27	1
	(6) 計		2,224	156	2,146	133	1,784	137	1,834	73
中学校	(1) アンケート調査の実施		397	17	399	16	392	24	398	18
	① 実施頻度	ア 年1回	2	1	3	1	0	1	1	1
		イ 年2～3回	178	14	169	13	166	15	151	7
		ウ 年4回以上	217	2	227	2	226	8	246	10
	② 調査方法	ア 記名式	355	14	365	14	352	19	355	14
		イ 無記名式	53	4	49	2	56	3	63	3
		ウ 記名・無記名の選択式	21	1	14	1	18	2	14	1
	③ 回答方法	ア 学校で記入			368	15	368	19	358	16
		イ 持ち帰って記入			58	1	57	5	74	4
	(2) 個別面談の実施		376	14	382	14	360	19	360	14
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		385	16	393	13	370	20	360	12
	(4) 家庭訪問		309	10	299	12	243	10	218	10
	(5) その他		27	2	23	1	9	1	11	2
	(6) 計		1,494	59	1,496	56	1,374	74	1,347	56

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	H30		R1		R2		R3			
	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校	いじめを認知した学校	いじめを認知していない学校		
高等学校	(1) アンケート調査の実施		76	89	92	69	61	90	65	99
	① 実施頻度	ア 年1回	27	40	29	32	22	44	12	35
		イ 年2～3回	46	45	60	36	37	46	50	63
		ウ 年4回以上	3	4	3	1	2	0	3	1
	② 調査方法	ア 記名式	48	57	61	40	42	63	41	59
		イ 無記名式	22	26	24	23	14	26	18	28
		ウ 記名・無記名の選択式	9	13	11	10	9	3	8	18
	③ 回答方法	ア 学校で記入			54	38	41	51	41	57
		イ 持ち帰って記入			42	26	23	45	33	48
	(2) 個別面談の実施		54	65	59	47	43	60	34	49
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		4	6	3	1	3	8	0	5	
(4) 家庭訪問		15	11	12	8	3	11	6	8	
(5) その他		5	4	2	4	1	3	1	1	
(6) 計		154	175	168	129	111	172	106	162	
特別支援学校	(1) アンケート調査の実施		6	28	9	26	8	22	9	25
	① 実施頻度	ア 年1回	2	20	7	18	4	17	5	16
		イ 年2～3回	4	8	2	8	4	5	4	9
		ウ 年4回以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	② 調査方法	ア 記名式	3	10	4	10	4	8	4	7
		イ 無記名式	3	12	4	9	2	10	2	12
		ウ 記名・無記名の選択式	1	6	1	6	2	4	4	6
	③ 回答方法	ア 学校で記入			2	8	2	8	4	7
		イ 持ち帰って記入			7	18	6	15	5	19
	(2) 個別面談の実施		8	20	8	18	5	15	5	24
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		3	11	4	7	2	7	2	14	
(4) 家庭訪問		5	13	4	7	2	5	3	7	
(5) その他		1	5	0	2	0	2	0	6	
(6) 計		23	77	25	60	17	51	19	76	
計	(1) アンケート調査の実施		1,233	189	1,256	162	1,203	201	1,241	178
	① 実施頻度	ア 年1回	45	66	55	52	28	64	24	53
		イ 年2～3回	576	108	556	88	527	100	522	98
		ウ 年4回以上	612	15	645	22	648	37	695	27
	② 調査方法	ア 記名式	1,092	122	1,112	110	1,052	146	1,091	111
		イ 無記名式	155	53	144	37	168	48	182	44
		ウ 記名・無記名の選択式	64	23	57	21	66	10	65	29
	③ 回答方法	ア 学校で記入			1,159	112	1,135	140	1,159	116
		イ 持ち帰って記入			152	47	133	70	151	71
	(2) 個別面談の実施		1,072	141	1,079	114	924	133	957	107
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		657	53	658	37	608	46	550	39	
(4) 家庭訪問		844	69	769	55	519	42	519	33	
(5) その他		89	15	73	10	32	12	39	10	
(6) 計		3,895	467	3,835	378	3,286	434	3,306	367	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

## Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

### シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分		H30	R1	R2	R3
小学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	6	9	15	16
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	6	10	15	17
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	2	7	6	12
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	4	5	11	12
中学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	6	18	12	16
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	6	19	13	18
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	1	7	7	13
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	5	14	9	8
高等学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	11	11	5	5
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	11	12	5	5
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	7	9	3	2
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	8	6	5	3
特別支援学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	0	0	0	0
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	0	0	0	0
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
計	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	23	38	32	37
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	23	41	33	40
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	10	23	16	27
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」重大事態の発生件数	17	25	25	23

### Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等 ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		H30	R1	R2	R3	
小学校	病気	計	1,523	1,512	1,109	1,285
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校(A)	小1	94	98	131	160
		小2	139	160	186	292
		小3	223	245	299	369
		小4	345	362	452	564
		小5	506	549	658	806
		小6	599	707	898	1,053
		計	1,906	2,121	2,624	3,244
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	小1	33	49	52	84
		小2	67	90	88	122
		小3	110	148	160	203
		小4	192	222	268	336
		小5	260	351	408	502
		小6	662	860	976	1,247
		計	662	860	976	1,247
	(A)のうち、90日以上欠席している者	小1	27	22	42	44
		小2	53	66	81	103
		小3	96	116	122	162
		小4	162	166	200	281
		小5	275	271	321	385
		小6	341	387	465	575
		計	954	1,028	1,231	1,550
うち、出席日数が10日以下の者	小1	3	1	1	6	
	小2	4	12	17	19	
	小3	17	25	26	31	
	小4	22	31	48	57	
	小5	52	53	86	84	
	小6	61	86	123	124	
	計	159	208	301	321	
うち、出席日数が0日の者	小1	0	0	0	3	
	小2	1	5	7	6	
	小3	9	9	5	12	
	小4	11	12	22	19	
	小5	19	20	33	31	
	小6	28	25	32	46	
	計	68	71	99	117	
新型コロナウイルスの感染回避	計			886	4,510	
その他	計	925	1,009	1,163	3,994	
合計	小1	341	354	453	1,463	
	小2	422	443	611	1,655	
	小3	583	592	736	1,928	
	小4	801	793	989	2,224	
	小5	1,028	1,081	1,306	2,705	
	小6	1,179	1,379	1,687	3,058	
	計	4,354	4,642	5,782	13,033	

区分		H30	R1	R2	R3	
中学校	病気	計	1,692	1,640	1,636	1,981
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校(A)	中1	1,523	1,594	1,743	2,201
		中2	2,033	2,226	2,268	2,911
		中3	2,122	2,334	2,299	2,822
		計	5,678	6,154	6,310	7,934
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	中1	366	376	578	669
		中2	1,105	1,294	1,288	1,505
		中3	1,465	1,625	1,683	1,878
	計	2,936	3,295	3,549	4,052	
	(A)のうち、90日以上欠席している者	中1	856	857	887	1,176
		中2	1,377	1,461	1,391	1,835
		中3	1,522	1,656	1,567	1,933
		計	3,755	3,974	3,845	4,944
	うち、出席日数が10日以下の者	中1	116	140	177	168
		中2	310	404	384	437
		中3	369	440	431	474
		計	795	984	992	1,079
	うち、出席日数が0日の者	中1	40	41	59	38
		中2	92	153	173	166
		中3	112	127	140	128
		計	244	321	372	332
	新型コロナウイルスの感染回避	計			322	1,093
その他	計	638	612	603	1,304	
合計	中1	2,182	2,259	2,505	3,448	
	中2	2,841	3,012	3,220	4,471	
	中3	2,985	3,135	3,146	4,393	
	計	8,008	8,406	8,871	12,312	

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
  - 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
  - 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。
  - 「新型コロナウイルスの感染回避」には、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。
  - 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- \*「その他」の具体例
- ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
  - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
  - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
  - エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

※1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「欠席の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

### Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

#### イ 不登校の要因

区分		H 3 0	R 1	R 2	R 3	
小学校	学校に係る状況	いじめ	4	5	11	13
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	449	209	209	187
		教職員との関係をめぐる問題	91	55	49	71
		学業の不振	236	54	85	96
		進路に係る不安	15	6	4	6
		クラブ活動、部活動等への不適応	4	0	1	1
		学校のきまり等をめぐる問題	47	32	11	12
		入学、転編入学、進級時の不適応	75	33	34	47
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	986	78	92	86
		親子の関わり方		326	307	367
		家庭内の不和		49	59	63
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	245	328	404
		無気力、不安		890	1,348	1,738
	左記に該当なし		299	139	86	153
中学校	学校に係る状況	いじめ	4	12	9	13
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	1,662	974	805	762
		教職員との関係をめぐる問題	97	68	64	73
		学業の不振	1,197	426	413	535
		進路に係る不安	137	31	57	38
		クラブ活動、部活動等への不適応	141	74	43	44
		学校のきまり等をめぐる問題	75	42	42	38
		入学、転編入学、進級時の不適応	360	211	217	276
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	1,397	110	118	167
		親子の関わり方		362	302	349
		家庭内の不和		125	109	143
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	/	584	645	873
		無気力、不安		2,643	3,219	4,332
	左記に該当なし		1,132	492	267	291

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

### Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

#### ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関

区分	H30		R1		R2		R3		
	90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	710	421	792	452	1,180	625	1,255	701
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	206	136	213	133	195	105	228	140
	① 教育支援センター（適応指導教室）	207	132	206	140	291	161	327	195
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	127	85	123	84	123	69	146	77
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	5	3	0	0	0	0	8	0
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	330	198	346	185	458	226	458	256
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	53	36	58	30	37	16	33	22
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	1	0	1	0	0	0	0	0
	③ 児童相談所，福祉事務所	73	49	78	40	115	51	115	56
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	15	6	18	10	6	2	2	2
	④ 保健所，精神保健福祉センター	14	9	14	5	14	6	27	18
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	1	0	0	0	1	1
	⑤ 病院，診療所	154	87	204	100	342	174	352	171
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	10	8	16	11	5	0	9	3
	⑥ 民間団体，民間施設	73	51	96	72	121	84	130	101
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	26	17	41	30	35	22	51	44
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	5	1	5	3	2	1	2	2
⑦ 上記以外の機関等	31	21	37	20	79	38	57	28	
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	8	6	5	3	8	4	1	0	
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,196	533	1,329	576	1,444	606	1,989	849	
(3) (1)，(2)の合計	1,906	954	2,121	1,028	2,624	1,231	3,244	1,550	
学校内	(4) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	892	460	1,024	515	1,259	562	1,470	710
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	416	191	392	189	439	170	500	214
	⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	676	369	842	420	1,012	458	1,161	587
	(5) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,014	494	1,097	513	1,365	669	1,774	840
	(6) (4)，(5)の合計	1,906	954	2,121	1,028	2,624	1,231	3,244	1,550
(7) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	635	302	631	269	787	345	1,149	468	

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室）      ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）  
 ③ 児童相談所，福祉事務所                      ④ 保健所，精神保健福祉センター                      ⑤ 病院，診療所  
 ⑥ 民間団体，民間施設                              ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数  
 ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※ 4 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

### Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

#### ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関

区分		H30		R1		R2		R3		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
中学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,312	939	1,432	1,009	1,997	1,274	2,058	1,452
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	664	489	811	594	772	542	799	582
		① 教育支援センター（適応指導教室）	616	450	687	521	679	471	687	499
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	500	374	595	448	507	360	505	350
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	5	4	7	6	11	9	1	1
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	247	180	250	177	359	244	325	258
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	126	91	125	83	94	62	111	90
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	2	0	1	1	0	0	0	0
		③ 児童相談所，福祉事務所	88	49	91	51	167	97	163	97
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	30	24	23	8	17	13	16	8
		④ 保健所，精神保健福祉センター	29	20	19	12	27	18	22	12
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	4	0	7	2	0	0	3	0
		⑤ 病院，診療所	281	169	270	150	685	368	725	447
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	22	11	12	7	25	12	18	12
		⑥ 民間団体，民間施設	116	99	155	124	198	157	260	210
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	71	63	120	94	132	97	184	152
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	12	10	37	27	20	16	37	27
⑦ 上記以外の機関等	76	54	53	35	79	58	93	79		
(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	32	14	21	12	28	25	15	13		
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	4,366	2,816	4,722	2,965	4,313	2,571	5,876	3,492		
(3) (1)，(2)の合計	5,678	3,755	6,154	3,974	6,310	3,845	7,934	4,944		
小学校	学校内	(4) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	3,233	2,163	3,238	2,043	3,158	1,863	3,770	2,268
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	736	442	561	308	563	276	748	409
		⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	2,911	2,006	3,008	1,920	2,888	1,732	3,327	2,030
		(5) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	2,445	1,592	2,916	1,931	3,152	1,982	4,164	2,676
		(6) (4)，(5)の合計	5,678	3,755	6,154	3,974	6,310	3,845	7,934	4,944
(7) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,710	1,086	2,154	1,336	2,126	1,282	3,022	1,867		

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室）      ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）  
 ③ 児童相談所，福祉事務所      ④ 保健所，精神保健福祉センター      ⑤ 病院，診療所  
 ⑥ 民間団体，民間施設      ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数  
 ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※ 4 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

### Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

#### 工 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		H30	R1	R2	R3
小学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）		1	23	283
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数		0	3	28
中学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）		17	56	347
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数		13	29	51

※1 「（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、「ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等（上記参照）」においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数。

※2 令和3年度調査より『不登校児童生徒のうち』と記載されているが、調査の趣旨を鑑みて経年比較する。



#### IV 高等学校における長期欠席の状況等

##### ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		H30	R1	R2	R3	
高等学校（全日制）	病気	計	327	394	314	645
	経済的理由	計	7	1	4	5
	不登校（A）	高1	587	494	358	516
		高2	486	366	293	446
		高3	268	271	160	298
		単位制	300	155	251	294
		計	1,641	1,286	1,062	1,554
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	60	86	46	82
		高2	62	99	33	71
		高3	56	81	33	53
		単位制	47	28	34	35
	計	225	294	146	241	
	(A)のうち、中退	高1	267	171	120	143
		高2	121	91	53	87
		高3	41	36	19	33
		単位制	100	31	50	56
	計	529	329	242	319	
	(A)のうち、原級留置	高1	46	33	18	22
		高2	27	20	12	11
		高3	2	6	3	3
		単位制	4	1	6	8
	計	79	60	39	44	
	(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	102	71	72	78
		高2	72	41	38	45
		高3	16	15	17	11
		単位制	46	19	33	32
計	236	146	160	166		
うち、出席日数が10日以下の者	高1	7	8	17	11	
	高2	8	5	6	5	
	高3	3	2	4	0	
	単位制	7	4	7	3	
計	25	19	34	19		
うち、出席日数が0日の者	高1	0	1	2	2	
	高2	1	2	1	2	
	高3	1	1	2	0	
	単位制	1	1	1	0	
計	3	5	6	4		
新型コロナウイルスの感染回避	計			122	326	
その他	計	127	57	133	914	
合計	高1	688	621	537	971	
	高2	611	471	452	1,010	
	高3	376	406	299	752	
	単位制	427	240	347	711	
	計	2,102	1,738	1,635	3,444	

区分		H30	R1	R2	R3	
高等学校（定時制）	病気	計	45	55	149	98
	経済的理由	計	17	12	2	3
	不登校（A）	高1	56	149	32	38
		高2	55	139	19	35
		高3	75	109	24	19
		高4以上	57	65	29	38
		単位制	710	431	541	680
		計	953	893	645	810
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	8	39	12	11
		高2	17	40	7	17
		高3	31	40	10	11
		高4以上	36	39	12	25
	単位制	369	86	208	304	
	計	461	244	249	368	
	(A)のうち、中退	高1	25	44	13	21
		高2	11	31	8	12
		高3	16	20	2	3
		高4以上	3	7	3	6
	単位制	94	39	65	126	
	計	149	141	91	168	
	(A)のうち、原級留置	高1	7	12	7	3
		高2	3	13	1	5
		高3	5	5	2	0
		高4以上	3	4	3	3
	単位制	9	8	11	5	
	計	27	42	24	16	
(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	11	41	10	7	
	高2	7	37	5	5	
	高3	9	21	2	0	
	高4以上	0	3	3	6	
	単位制	202	125	101	148	
	計	229	227	121	166	
うち、出席日数が10日以下の者	高1	2	1	1	0	
	高2	0	1	2	1	
	高3	2	2	0	0	
	高4以上	0	0	1	1	
	単位制	25	30	23	13	
	計	29	34	27	15	
うち、出席日数が0日の者	高1	1	0	0	0	
	高2	0	1	0	0	
	高3	1	0	0	0	
	高4以上	0	0	0	0	
	単位制	7	5	3	3	
計	9	6	3	3		
新型コロナウイルスの感染回避	計			32	31	
その他	計	100	51	45	77	
合計	高1	65	174	50	64	
	高2	76	156	34	66	
	高3	86	127	40	54	
	高4以上	72	71	45	80	
	単位制	816	483	704	755	
	計	1,115	1,011	873	1,019	

※1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

※2 各区分の詳細は、P20を参照。

#### IV 高等学校における長期欠席の状況等

##### イ 不登校の要因

区分		H30	R1	R2	R3	
全日制	学校に係る状況	いじめ	9	1	1	8
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	296	178	93	127
		教職員との関係をめぐる問題	2	13	5	9
		学業の不振	385	80	87	128
		進路に係る不安	91	63	65	72
		クラブ活動、部活動等への不適応	36	11	10	8
		学校のきまり等をめぐる問題	138	27	5	24
		入学、転編入学、進級時の不適応	205	163	159	239
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	129	16	14	18
		親子の関わり方		30	20	36
		家庭内の不和		27	23	26
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	391	171	120	210
		無気力、不安		413	348	536
左記に該当なし		391	93	112	113	
定時制	学校に係る状況	いじめ	0	0	0	0
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	67	13	9	20
		教職員との関係をめぐる問題	1	0	0	0
		学業の不振	185	57	1	8
		進路に係る不安	13	2	6	2
		クラブ活動、部活動等への不適応	0	1	0	0
		学校のきまり等をめぐる問題	59	1	0	7
		入学、転編入学、進級時の不適応	91	25	113	39
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	64	11	7	3
		親子の関わり方		3	3	7
		家庭内の不和		11	4	6
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	479	330	79	228
		無気力、不安		308	183	410
左記に該当なし		479	131	240	80	

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

#### IV 高等学校における長期欠席の状況等

##### ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

区分		H30		R1		R2		R3		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
全日制	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	147	39	95	20	208	45	218	33
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	7	1	6	0	8	1	6	1
		① 教育支援センター（適応指導教室）	1	1	0	0	2	2	14	1
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	5	0	10	1	5	2	8	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	6	0	0	0	1	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	1	0
		③ 児童相談所，福祉事務所	17	6	13	3	23	5	23	6
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	5	1	2	0	1	0	1	0
	④ 保健所，精神保健福祉センター	6	2	7	0	0	0	7	3	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑤ 病院，診療所	115	32	65	16	168	33	170	23	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	4	1	4	0	3	0	4	1	
	⑥ 民間団体，民間施設	6	0	1	0	2	0	2	1	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	0	0	0	0	0	0	
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	3	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦ 上記以外の機関等	2	0	1	0	13	4	2	0	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	4	1	0	0	
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,321	177	1,110	116	654	84	1,073	112	
(3) 不明	173	20	81	10	200	31	263	21		
(4) (1)～(3)の合計	1,641	236	1,286	146	1,062	160	1,554	166		
学校内	(5) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	746	110	601	63	537	73	665	72	
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	420	55	360	41	344	43	406	33	
	⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	417	73	353	41	343	54	478	60	
	(6) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	895	126	685	83	525	87	889	94	
	(7) (5)，(6)の合計	1,641	236	1,286	146	1,062	160	1,554	166	
(8) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	746	101	427	43	341	50	646	59		

※1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

#### IV 高等学校における長期欠席の状況等

##### ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

区分		H30		R1		R2		R3		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
定時制	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	30	11	28	2	19	11	22	2
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	0	0	1	0	1	0	0	0
		① 教育支援センター（適応指導教室）	2	2	0	0	2	0	0	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	1	1	0	0	1	1	0	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		③ 児童相談所、福祉事務所	8	3	5	0	4	3	7	1
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	2	0	0	0	0	0
		④ 保健所、精神保健福祉センター	0	0	0	0	0	0	0	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		⑤ 病院、診療所	18	6	21	2	11	6	15	1
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	1	0	1	0	0	0
	⑥ 民間団体、民間施設	1	0	2	0	1	1	0	0	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦ 上記以外の機関等	0	0	1	0	0	0	0	0	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	534	94	488	100	314	88	640	125	
(3) 不明	389	124	377	125	312	22	148	39		
(4) (1)～(3)の合計	953	229	893	227	645	121	810	166		
学校内	(5) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数	336	78	323	68	263	50	263	63	
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	194	52	208	56	211	37	142	31	
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	253	60	268	53	220	47	241	59	
	(6) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	617	151	570	159	382	71	547	103	
	(7) (5)、(6)の合計	953	229	893	227	645	121	810	166	
(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数	369	58	222	42	169	43	467	93		

※1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

## V 高等学校における中途退学の状況等

### ア 退学者数

【中途退学者数】

区分		H30	R1	R2	R3
中途退学者数	高1	545	526	351	416
	高2	307	337	213	271
	高3	120	125	73	85
	高4以上	7	17	26	17
	単位制	433	328	308	338
	計	1,412	1,333	971	1,127

【在籍者数 令和3年4月1日現在】

高1	高2	高3	高4以上	単位制	計
28,842	29,317	29,372	1,713	24,003	113,247

【中途退学の事由】

区分		H30	R1	R2	R3
学業不振	高1	130	62	47	79
	高2	71	58	29	34
	高3	15	9	1	7
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	51	42	45	16
	計	267	171	122	136
学校生活・学業不応	高1	317	367	219	202
	高2	155	182	107	117
	高3	55	65	27	35
	高4以上	3	10	4	5
	単位制	233	166	178	205
	計	763	790	535	564

区分		H30	R1	R2	R3
別の高校への入学を希望。	高1	20	14	24	75
	高2	7	19	19	49
	高3	1	7	4	17
	高4以上	0	1	0	0
	単位制	14	8	13	22
	計	42	49	60	163
専修・各種学校への入学を希望。	高1	0	4	7	11
	高2	2	6	1	3
	高3	0	3	0	1
	高4以上	0	1	7	0
	単位制	10	9	4	24
	計	12	23	19	39
就職を希望。	高1	30	30	22	14
	高2	16	23	21	17
	高3	16	17	5	3
	高4以上	1	2	8	1
	単位制	66	43	32	33
	計	129	115	88	68
高卒程度認定試験受験を希望。	高1	4	5	2	7
	高2	6	12	8	11
	高3	6	7	7	3
	高4以上	0	0	3	0
	単位制	10	6	8	13
	計	26	30	28	34
その他	高1	5	7	6	8
	高2	7	10	1	9
	高3	4	3	4	2
	高4以上	1	2	0	0
	単位制	11	9	4	1
	計	28	31	15	20
小計	高1	59	60	61	115
	高2	38	70	50	89
	高3	27	37	20	26
	高4以上	2	6	18	1
	単位制	111	75	61	93
	計	237	248	210	324

区分		H30	R1	R2	R3
病気が死亡	高1	4	13	7	6
	高2	10	9	9	12
	高3	7	8	8	9
	高4以上	2	1	0	2
	単位制	10	7	10	11
	計	33	38	34	40
経済的理由	高1	1	1	5	0
	高2	6	0	2	0
	高3	3	1	0	1
	高4以上	0	0	1	0
	単位制	3	5	1	2
	計	13	7	9	3
家庭の事情	高1	13	14	10	6
	高2	16	10	10	7
	高3	6	4	7	1
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	11	18	10	4
	計	46	46	37	18
問題行動等	高1	16	4	1	4
	高2	11	5	1	4
	高3	4	0	2	3
	高4以上	0	0	0	0
	単位制	7	5	0	5
	計	38	14	4	16
その他の理由	高1	5	5	1	4
	高2	0	3	5	8
	高3	3	1	8	3
	高4以上	0	0	3	9
	単位制	7	10	3	2
	計	15	19	20	26

※1 「中途退学の事由」については、中途退学者1人につき、主たる要因を一つ選択。

## VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

### ア 自殺に係る調査を実施した件数

	H30	R1	R2	R3
小学校	0	0	0	2
中学校	8	5	3	3
高等学校	12	10	18	12
合計	20	15	21	17